

# 恵那市木造住宅耐震改修工事費補助事業の概要

## 1. 補助事業の内容

この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図り、非常時における避難路の確保と木造住宅の倒壊による隣接者への被害の拡大を防止し、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、恵那市内に存する木造住宅の耐震改修工事の経費の一部に対し、補助する事業です。

## 2. 補助対象となる耐震改修工事の概要

- ① 次のいずれかに該当すること
  - A 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。
  - B 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となり、かつ、耐震改修工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。
- ② その他
  - ・当該改修工事のうち、国、県が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等を受けていない部分
  - ・一定の資格を持った岐阜県木造住宅耐震相談士による設計、監理される耐震改修工事であること
  - ・昭和56年6月1日以降に増築・改築された部分のある建物は、原則として、全体が補助対象外となります。ただし、旧基準部分が木造で住宅居室を含んでいる場合（ただし、昭和56年6月1日以降の増築等により構造耐力上の危険性が著しく増大していないものに限る。）については、旧基準部分のみ補助の対象となることがあります。
  - ・その他市長が定める要件に適合していること

## 3. 補助金を受けられる方

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 補助対象住宅を所有する者又は特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者
- ④ この要綱による補助を受けたことがない者

## 4. 補助金の額

補助金の額は交付の対象となる工事費が200万円以下の場合は原則その7/10以下、200万円以上の場合は140万円が上限となります。（別の国庫県費補助を受けている場合は金額が変動することがあります。）

お問い合わせ先 恵那市役所都市住宅課 担当 岩谷・長谷川 26-2111（内線232, 233）

## 木造住宅耐震補強工事費補助金交付申請書

恵那市長 様

申請者 〒 -

住所

氏名

印

電話

木造住宅耐震補強工事費補助事業として、補助金の交付を受けたいので、恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申込みにあたり、申込書の記載内容が同要綱に定める対象事業要件に適合することを確認するために、市長が納税状況、課税台帳兼名寄帳等について照合を行うこと、及び、補助金の手続きに必要な範囲で関係書類を岐阜県知事に提供することに同意します。

建物所在地	恵那市			
設計した相談士	相談士名		登録番号	
監理する相談士	相談士名		登録番号	
建物評点	補強前		補強後	
診断方法	一般診断 ・ 精密診断			
補強工事実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日			
該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください	<input type="checkbox"/> 私は、恵那市の住民基本台帳に登録された恵那市民です <input type="checkbox"/> 私は、この要綱に基づき既に国若しくは地方公共団体の補助金の交付等を受けたこと又は受けることとなっておりません <input type="checkbox"/> この建築物は、この要綱に基づき既に国若しくは地方公共団体の補助金の交付等を受けたこと又は受けることとなっておりません			

## 添付書類

- 発行後3ヶ月以内の申請者の住民票、運転免許証又は健康保険証の写し
- 建築時期の分かる書類（課税明細書・納税義務者証明書・建築確認済証・登記済証等の写し）
- 所有者のわかる書類（課税明細書、固定資産証明書又は登記済証の写し）
- 相談士によって設計がなされたこと及び工事監理がなされることが分かる書類
- 相談士の登録証の写し及び建防協又は事務所協会が主催する講習を受講した旨の修了証の写し
- 案内図
- 配置図（敷地内の建物全部について、建築年、間取り及び各部屋の用途を記載すること。）
- 耐震補強工事費の内訳書（相談士の記名押印のあるもの）（写し可）
- 耐震補強工事前後の建物評点又は総合評点及びその根拠が確認できる計算書（相談士の記名押印のあるもの）
- 耐震補強工事の内容がわかる図面
- 使用する金物が建設省告示第1460号表3に指定する金物であることを説明する資料
- 工程表（期限までに対象工事が完了することが明らかでない限り市長が認める場合に限る。）
- 岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の誓約書
- その他市長が必要と認める書類

岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の  
誓約書

恵那市長 様

申請者 〒 -

住所

氏名

印

電話

今般、私は下記建築物について、貴市の補助制度を利用して耐震診断又は耐震補強工事を実施するにあたり、この事業が、岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けていないことを誓約いたします。

記

補助事業を実施する 建築物の所在地	
補助事業を実施する 建築物の所有者の 住所氏名	

## ●必要書類等

### 1. 事前審査時に必要な提出書類

耐震補強工事実施前に、木造住宅耐震補強工事費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 発行後3ヶ月以内の申請者の住民票、運転免許証又は健康保険証の写し
- ② 建築時期の分かる書類（課税明細書・納税義務者証明書・建築確認通知書・登記済証等）の写し
- ③ 所有者のわかる書類の写し（課税明細書・固定資産証明書・登記済証等）
- ④ 岐阜県木造住宅耐震相談士によって設計・工事監理がされることがわかる書類  
業務委託契約書、注文請書、建築士法第24条の8の規定による書面等の写し
- ⑤ 耐震補強工事の設計・監理を実施する相談士の登録証の写し
- ⑥ 一般社団法人日本建築防災協会（以下、「建防協」という）または一般社団法人岐阜県建築設計事務所協会（以下、「事務所協会」という）が主催する講習を受講した旨の修了証の写し
- ⑦ 耐震補強工事の内容がわかる図面（後記を参照してください）
- ⑧ 工事費内訳書（見積書含む）の写し  
耐震補強工事設計を行った相談士の押印がされた内訳書であること。  
補助の対象となる部分とならない部分を明確にわかるようにしたものとし、補助の対象となる部分とならない部分の内訳書を別々に作成することが望ましい。
- ⑨ 耐震補強前と補強後の建物評点が確認できる計算書
  - ・補強前の計算書 第2条第5号の規定による耐震診断法による計算書であること
  - ・補強後の計算書 第3条第1項第2号エの規定による耐震診断法による計算書であることそれぞれ診断をおこなった相談士の押印がされたものであること。
- ⑩ 使用する金物のカタログ写し（建設省告示第1460号表3に指定する金物であることを説明する資料）
- ⑪ 耐震補強後の建物評点が0.7以上1.0未満の補強工事を行う場合に必要な書類
  - ・家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書
- ⑫ その他市長が必要と認める書類
  - ・岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けてない旨の誓約書（様式第4号）
  - ・工程表（期限までに対象工事が完了することが明らかでないと市長が認める場合に限る。）

## 2. 事前審査時に必要な提出図面

申請書に添付する事が必要な耐震補強工事の内容がわかる図面とは、次の図面をいいます。図面ごとに次に掲げる事項を明示してください。

図面の縮尺は1/100 または 1/50（構造詳細図は1/50 または 1/30）とし、全ての図面に当該耐震補強工事の設計を行った岐阜県木造住宅耐震相談士の設計事務所名並びに氏名を明記し、相談士は押印してください。

### ①案内図

案内図は縮尺を問いません。わかりやすい大きさのものとしていただければ結構です。

### ②配置図

耐震補強工事を実施する住宅及び同一敷地内の建築物すべてを明示してください。

（敷地内の建物全部について、建築年、間取り及び各部屋の用途を記載してください。）

### ③現況平面図

方位、縮尺、通り名、寸法、構造壁の位置、筋交いの位置と部材寸法、壁基準耐力、各壁の有効長さ、剛心と重心の位置、金物の有無、内訳書に明記する工事内容及び施工箇所（例：補強工事を行うのに必要な部分解体工事等の内容を明示）、耐震診断で壁量計算していた壁をブルーマーカー塗り、筋交いはシングルかダブルかを凡例記号で明示、工事写真（施工前写真）撮影予定位置（例：①→、②→）

### ④耐震補強後の平面図

方位、縮尺、通り名、寸法、構造壁の位置、筋交いの位置と部材寸法、壁基準耐力、各壁の有効長さ、補強を行う（新設する）壁の壁基準耐力及び仕様、内訳書に明記する工事内容及び施工箇所並びに必要と認める事項、補強または新設する部分はピンクマーカー塗り、筋交いはシングルかダブルかを凡例記号で明示、工事写真（施工中写真及び施工後写真）撮影予定位置（例：①→、②→）

### ⑤耐震補強前立面図（外観部分も工事を行う場合に限り提出が必要です。）

縮尺、寸法、構造壁の位置、仕上げの種別、内訳書に明記する工事内容（例：補強工事を行うのに必要な部分解体工事等の内容を明示）

### ⑥耐震補強後立面図（外観部分も工事を行う場合に限り提出が必要です。）

縮尺、寸法、構造壁の位置、仕上げの種別、内訳書に明記する工事内容及び施工箇所並びに必要と認める事項、補強または新設する部分はピンクマーカー塗り

### ⑦仕上表（現況及び耐震補強後。ただし、現況平面図並びに耐震補強後平面図に仕上げを明示する場合は提出する必要はありません。）

### ⑧補強工事を行う部分の構造詳細図（耐震補強工事を行う部分について、工事内容ごとに作成してください。）

縮尺、寸法、使用する金物等の位置、厚さ、形状、認定等の番号、打ち込む鉄丸くぎやスクリークぎ等の長さ、本数及び打ち込み間隔または締め込むボルトの径及び本数

### ⑨その他市長が必要とみとめる図面

※ 補強工事は補助金交付通知交付後に着工してください。（申請書の内容を審査し、その内容が本要綱に適合していると認められた場合、補助金交付通知書を発行します）

補強工事中に、やむを得ず事前審査時と工事内容等を変更する必要がある場合は、すぐに都市住宅課と対応について協議してください。

### 3. 完了報告時に必要な提出書類

耐震補強工事完了後に、耐震補強工事完了報告書（様式第 28 号）に次の各号に掲げる書類を添付して提出してください。

- ①領収書の写し（内数として耐震補強工事に要した金額を記載すること。）
- ②工事写真（A 4 版 事前審査時に提出した現況及び耐震補強後平面図に明示した工事写真撮影予定個所の番号と対比できるものとする。別添資料を参照してください。）
- ③現況平面図及び耐震補強後平面図（写真整理専用のもの。）
- ④岐阜県木造住宅耐震相談士によって設計・工事監理がされたことがわかる書類（業務委託契約書の写し、注文請書の写し及び建築士法第 24 条の 8 の規定による書面等）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

### 4. 請求書について

完了報告の内容を審査し、その成果が本要綱に適合していると認められた場合、補助金の額を確定し、その額を補助金確定通知書により通知いたしますので、その後に「耐震補強工事費補助金請求書（様式第 37 号）」を提出してください。（請求書の印鑑は、申請時と同じ印鑑で押印願います。口座は申請者名義のものに限ります。）

## ● Q & A

### 申請前によくある質問

**Q1：市が行っている無料耐震診断事業を受けていませんが、補助制度を使って耐震補強工事を行うことができますか？**

A1：必ずしも無料耐震診断を受けている必要はありませんが、補強のための設計を行うためには、あらかじめ、決められた手法による耐震診断を受けておく必要があります。

**Q2：補助対象となる経費とはどんなものですか？**

A2：建防協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」に基づく建物評点を1.0以上（一部0.7以上）とする耐震補強工事にかかる費用のうち、評点を上げるのに直接効果のある工事にかかる費用とこれに付随する工事の費用及び耐震補強工事に係る設計・工事監理費用のことをいいます。

※昭和56年6月1日以降に増築・改築された部分のある建物は、原則として、全体が補助対象外となります。ただし、旧基準部分が木造で住宅居室を含んでいる場合（ただし、昭和56年6月1日以降の増築等により構造耐力上の危険性が著しく増大していないものに限る。）については、旧基準部分のみ補助の対象となることがあります。

**Q3：評点を上げるのに直接効果のある工事に付随する工事とは、具体的にどのようなものですか？**

A3：評点を上げる工事を行うために、部分的に解体等の工事をしなければならぬ箇所が発生することが考えられます。こういった工事を付随する工事といいますが、具体的には次に掲げる事項が付随する工事に該当します。

- （1）耐力壁の新設および改修工事を施工する場合
  - ①当該壁から91cm以内の外壁の撤去及び復旧工事
  - ②当該壁から91cm以内の内壁の撤去及び復旧工事
  - ③当該壁から91cm以内の天井および床の撤去並びに復旧工事
- （2）耐力壁の新設および改修工事に伴う建具の取り替え工事
- （3）耐力壁の新設および改修工事に伴う配管および配線の切り直し工事並びに既存の住宅設備（キッチンセット、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機、その他必要と認められるもの。）の取り外しおよび再取り付け工事
- （4）労働安全衛生に伴う仮設工事
- （5）仮設足場、仮設間仕切、防塵シート等設置工事
- （6）耐震補強工事に伴う設計費、工事監理費
- （7）その他必要と認められる工事

**Q4：評点を上げるのに直接効果のある工事に付随する工事の費用に認められないものとは、具体的にどのような費用ですか？**

A4：Q3の回答に該当しない工事等にかかる費用は、付随する工事の費用とは認められません。具体的には次に該当する費用となります。

- （1）各市が実施する他の補助事業の補助を受ける費用
- （2）耐震補強工事に付随しない模様替え等の改装費及び設備工事費
- （3）明らかに耐震補強工事とは関係無いと認められる仮設工事に要する費用
- （4）耐震補強工事中の仮住まい、引越し等に伴う費用
- （5）家具等の購入に要する費用
- （6）外構工事に要する費用
- （7）その他、評点を上げる工事にかかる費用として適切でないと認める費用

**Q5：家具の転倒防止対策に関する費用は、補助の対象になるのでしょうか？**

A5：建築物の耐震補強と異なるため、補助対象外となります。家具固定は、住宅の構造について知識があり、実際に作業を行える技術を持つ人間がやらないと期待する効果が出ない場合がほとんどです。そのため、補強工事と同時に業者の方に家具固定をしていただき、材料費を除いては、できるだけボランティア精神で実施していただくことを望みます。

### 工事中によくある質問

**Q6：工事写真はどのように撮影すれば良いですか？**

A6：撮影対象部分にスケールをあてるなどし、わかりやすい写真となるように努めてください。何の写真でどういった部分を示しているのか、また、どういった材料等で寸法等はどうかといったことを黒板等に明記したうえで、撮影対象部分と一緒に撮影すると、よりわかりやすい写真になるかと思えます。

**Q7：工事写真はどこを撮影すれば良いですか？**

- A7：次に掲げる箇所を撮影してください。
- ①耐震補強工事実施前及び実施後の建築物の全景（東西南北の各方向から撮影すること。）
  - ②耐震補強工事施工箇所について、施工前、施工中、施工後の全景（施工箇所ごとに撮影すること。）
  - ③耐震補強工事の内訳書及び図面に明記されている工事内容がわかる写真（材料搬入時、施工中等の詳細等、②だけでは網羅できない部分を撮影すること。）
- なお、同じ箇所の写真は、施工前、施工中、施工後ともに同じアングルで撮影してください。また、使用した金具や部材は、種類ごとに名称、認定マーク等が入るように撮影してください。

### 完了報告時によくある質問

**Q8：工事写真はどのように整理すれば良いですか？**

A8：A4版台紙を用い、耐震補強工事施工箇所1箇所につき1ページ使用し、上段に施工前、中段に施工中、下段に施工後の写真を付け、各写真の右側には番号又は記号（事前審査時に提出した現況平面図及び耐震補強後平面図に明示した番号と整合させること。）を明記のうえ、どんな写真なのかわかるよう簡潔に説明を記述してください。なお、写真整理用に現況平面図及び耐震補強後平面図を用意し、写真の撮影位置を明示してください。（各写真に付けた番号又は記号と整合させること。）

なお、写真整理用台帳の雛型は別添のとおりですので参考にしてください。

**Q9：市役所の職員は現場検査を行いますか？**

A9：必要に応じて現場検査を行うことがあります。

**Q10：工事中の写真撮影を忘れてしまいました。補助金はもらえますか？**

A10：写真も含めて必要とされる書類、図面等が揃わない場合は、補助金交付は一切認めません。

# 家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書

市長 様

年 月 日

工事監理者（木造住宅耐震相談士）  
氏名 印  
登録番号

耐震補強工事に併せ、次のとおり家具の転倒防止を行います。

補助対象者（申請者）					
建築物の所在地					
転倒防止対策が必要な家具の種類及び数量	種 類	たんす	食器棚		
	台数及び場所	居間	台	居間	台
		寝室	台	寝室	台
			台		台
		台		台	
転倒防止方法					
使用金具等	名 称	数 量	使用箇所等		
	L字型金具				
	ポール式金具(つっぱり棒)				
	木ねじ、ビス				
	ワイヤー、チェーン				
その他 注意事項等					

## 【添付書類】

◇ 家具の種類、位置を記入した平面図

## ☆家具の転倒防止対策チェックポイント

### 1. 安全空間の確保

- 寝室・幼児・高齢者のいる部屋には家具を置いていないか。
- 部屋の出入口付近や廊下階段などに家具類を置いていないか。
- 地震時の出火を防ぐため火気の周辺に家具を置いていないか。
- 家具の上にガラス製品やテレビなど落下すると危険なものを置いていないか。
- 重いものを下のほうに収納し、倒れにくくしてあるか。
- 前のめりより、後ろもたれ気味に家具を置いているか。

### 2. 転倒防止器具等による家具の固定

- 家具と壁と直接固定するタイプの器具等を用いて家具を固定しているか。
  - L型金具を用いた、家具の固定を行った。
    - 注意事項：棧等の確実に壁に固定できる箇所に金具を使用すること。  
遮音・防火の観点から使用できない（穴があけられない）場合があることを確認すること。
  - ベルト式器具、チェーン式器具、プレート式器具を用いた、家具の固定を行った。
    - 注意事項：棧等の確実に壁に固定できる箇所に金具を使用すること。  
遮音・防火の観点から使用できない（穴があけられない）場合があることを確認すること。  
チェーンやベルトを用いて行う場合はたるみを作らず、角度を30°以下にすること。
- 家具と壁とを直接固定しないタイプの器具を2種類以上用いて家具の上下を固定しているか。
  - 【上部の固定】ポール式器具（つっぱり棒）を用いた、家具の固定を行った。
    - 注意事項：家具の両側の側板の位置に使用する。  
天井に家具を支えるだけの強度があること。  
家具と天井との間が大きく開いている場合、奥行きのない家具の場合はこの方法を用いないこと。  
参考事項：天井側に厚めの板を渡し、器具等を使用すると効果的。
  - 【下部の固定】ストッパー式器具を用いた、家具の固定を行った。
    - ストッパー式器具：家具の前方下部に挟み、家具を壁側に傾斜させるタイプ
  - 【下部の固定】マット式器具を用いた、家具の固定を行った。
    - マット式器具：粘着性のゲル状のもので家具の底と床面を粘着させるタイプ。  
参考事項：「直接固定しないタイプ」を1つの方法のみを用いた場合でもよいが、組み合わせで使用した方が効果的であり、これを推奨する。

- 上下が分割している家具は必ず家具連結金具を用いて、連結した。
- 壁への固定が困難な場合、高さ調整式の上置き隙間埋め収納ユニット等を用いて、天井との隙間を埋めた。

- 上記によらない方法によって、効果的に家具を固定した。
  - （転倒防止器具： ）
  - （固定方法： ）

参考事項：上記の方法を単独で用いた場合でも効果はありますが、組み合わせで使用すると、直接固定しないタイプにおいては更に効果的である。

### 3. 他の方法による家具等の転倒防止対策

- 照明器具などの落下防止対策を行った。
  - 具体的な方法例：つり下げ式照明器具の補強
- テレビ、冷蔵庫、電子レンジなどの家電製品の転倒・落下防止対策を行った。
  - 具体的な方法例：チェーン式器具・マット式器具を用いてテレビを固定。

### 4. (参考) 災害に備えたその他の方法

- 窓や食器棚などのガラス飛散防止対策を行った。
  - 具体的な方法例：ガラス飛散防止フィルム
- カーテンを防火性のあるものにした。
  - 具体的な方法例：防火カーテン
- 瓶などの落下防止対策を行った。
  - 具体的な方法例：棚の下部に棒を渡す。開き扉ストッパー。食器の下にゴムシートを敷く。



# 耐震補強工事写真

依頼者・報告者

工事監理者(木造住宅耐震相談士)

氏名 印

登録番号

建物全景写真についての写真整理用台帳ひな形(着手前)

写真欄	建物 東面 着手前
写真欄	建物 南面 着手前
写真欄	建物 西面 着手前
写真欄	建物 北面 着手前

○完成時と同じアングルで撮影すること

建物全景写真についての写真整理用台帳ひな形（完成時）

写真欄	建物 東面 完成時
写真欄	建物 南面 完成時
写真欄	建物 西面 完成時
写真欄	建物 北面 完成時

○着手時と同じアングルで撮影すること

耐震補強工事施工箇所ごとの写真整理用台帳のひな形

写真欄	撮影箇所No 着手前
写真欄	撮影箇所No 施工中 仕様
写真欄	撮影箇所No 完成時

○耐震補強工事施工箇所ごとに撮影すること  
○撮影箇所Noは、平面図に明示した撮影位置番号と一致すること  
○着手前、施工中、完成時はそれぞれ同じアングルから撮影すること  
○補強壁が複数にわたる場合は、補強壁1つにつき1ページを標準に撮影する

○耐震補強の仕様をコメントに添えること  
○使用資材の寸法などもコメント特記すること  
○細部（金物の取付状況、ホールダウンの取付状況等）については別途写真整理台帳を作成すること

○補助対象とする仕上げまで完了した状態を撮影すること

基礎施工箇所ごと（該当工事がある場合のみ）の写真整理用台帳のひな形

写真欄	撮影箇所N○ 着手前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震補強工事施工箇所ごとに撮影すること</li> <li>○撮影箇所N○は、平面図に明示した撮影位置番号と一致すること</li> <li>○着手前、基礎配筋状態時、コンクリート打設時はそれぞれ同じアングルから撮影すること</li> <li>○既存の基礎を入れて、床等撤去した状態で撮影すること</li> </ul>
写真欄	撮影箇所N○ 基礎配筋状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配筋の径、種類、ピッチ等スケール等あてて撮影すること</li> <li>○配筋の径、種類、ピッチ等コメント特記すること</li> <li>○できれば黒板を入れて撮影すること</li> </ul>
写真欄	撮影箇所N○ コンクリート打設 (型枠脱却時)	

細部（金物の取付状況、ホールダウンの取付状況等）写真整理用台帳のひな形

写真欄	撮影箇所N○ 取付状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震補強工事施工箇所ごとに撮影すること</li> <li>○撮影箇所N○は、平面図に明示した撮影位置番号と一致すること</li> <li>○端部等拡大した状態を取付部位種類ごとに撮影すること</li> <li>○使用資材の寸法などもコメント特記すること</li> <li>○できれば認証マーク、規格等マークが入るように撮影すること</li> </ul>
写真欄	撮影箇所N○ 取付状況	
写真欄	撮影箇所N○ 取付状況	

使用資材写真整理用台帳のひな形

<p>写真欄</p>	<p>構造用合板</p>	<p>○認証マーク等が見えるように積み上げた状態で撮影すること ○使用資材の寸法などもコメント特記すること</p>
<p>写真欄</p>	<p>金物類</p>	<p>○使用する金物は、並べてすべて撮影すること ○規格等わかるように箱も撮影すること ○使用資材の寸法などもコメント特記すること</p> <p>○使用資材の寸法などもコメント特記すること</p>
<p>写真欄</p>	<p>筋違等使用木材</p>	

## ●固定資産税及び所得税について

### 1. 固定資産税について

平成 18 年度の税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税減額措置制度が創設されました。

各市要綱及び本マニュアルに基づいて耐震補強後の建物評点が 1.0 以上となる耐震補強工事を実施した場合、この制度を利用することができます。(ただし、耐震補強工事に要した費用が 30 万円以上の場合に限る。)

**制度を利用するためには「住宅耐震改修証明書」が必要です。**各市耐震補強工事助成制度担当課に申請していただければ発行いたします。(現場検査を受けることが必要です。申請手数料は無料です。)

なお、固定資産税減額措置制度の具体的内容や、措置を受けるために必要な手続き等については、**各市の固定資産税担当課**にお問い合わせください。(手続きは、**耐震補強工事完了日から 3 ヶ月以内に行うことが必要です。**)

- ※ 「住宅耐震改修証明書」は、各市要綱及び本マニュアルに基づいて耐震補強工事を実施した場合のみ発行の対象とします。**各市要綱及び本マニュアルに基づかずに実施した耐震補強工事については、各市は「住宅耐震改修証明書」を発行いたしません。**こういったケースの場合は、当該耐震補強工事の設計・監理を実施した建築士(建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規程により登録された建築士事務所に属する者)等に「住宅耐震改修証明書」の発行を依頼してください。

### 2. 所得税について

平成 18 年度の税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額特別控除制度が創設されました。

各市要綱及び本マニュアルに基づいて耐震補強後の建物評点が 1.0 以上となる耐震補強工事を実施した場合、この制度を利用することができます。

**制度を利用するためには「住宅耐震改修証明書」が必要です。**各市耐震補強工事助成制度担当課に申請していただければ発行いたします。(現場検査を受けることが必要です。申請手数料は無料です。)

なお、所得税額特別控除制度の具体的内容や、特別控除を受けるために必要な手続き等については、**税務署**にお問い合わせください。(手続きは**確定申告期に行っていただくこととなります。**)

- ※ 「住宅耐震改修証明書」は、各市要綱及び本マニュアルに基づいて耐震補強工事を実施した場合のみ発行の対象とします。**各市要綱及び本マニュアルに基づかずに実施した耐震補強工事については、各市は「住宅耐震改修証明書」を発行いたしません。**こういったケースの場合は、当該耐震補強工事の設計・監理を実施した建築士(建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する者)等に「住宅耐震改修証明書」の発行を依頼してください。

別表

## 住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所

電話

氏名

印

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日

年 月 日

イ 上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること	
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額	円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	円
	(ホ) (ハ)又は(ニ)のうちいずれか少ない金額	円

ロ 上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

## 住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

証明を行った地方公共 団体の長	印
--------------------	---

(用紙 日本工業規格 A4)

## 備考

- 1 住宅耐震改修証明申請書の{ }の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに応じ、該当する記号を○で囲むこと。（イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方の記号を○で囲むこと。）
- 2 イの表中（2）（イ）の欄は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第383号）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載すること。
- 3 イの表中（2）（ロ）「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。  
「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 4 イの表中（2）（ニ）の欄は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載すること。